

# 昆沙門台東町内会自主防災会規約

## (名称)

第1条 この会は、昆沙門台東町内会自主防災会（以下「自主防災会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 自主防災会は、地域住民相互による「共助」の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 自主防災会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 防災訓練に関すること。
- (3) 防災資機材等の整備、備蓄に関すること。
- (4) 地震等に対する災害予防及び減災に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期活動、避難誘導、救出・救護、給食・給水等の応急対策に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要な事項。

## (活動拠点の所在地)

第4条 自主防災会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は、会長宅とする。
- (2) 災害時は、昆沙門台東町内会集会所（フラワーホール）とする。

## (会員)

第5条 自主防災会は、昆沙門台東町内会に所属する住民をもって構成する。

## (役員)

第6条 自主防災会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名
  - (3) 事務局長 1名
  - (4) 班長 5名
  - (5) 副班長（局次長含む） 5名
  - (6) 専門委員 若干名
- 2 会長は、町内会長をもってあてる。
  - 3 副会長並びに事務局長、班長、副班長、会計及び監査は、町内会役員の中から会長が指名し、自主防災会総会の承認を得るものとする。
  - 4 専門委員は、防災に関する識見者の中から会長が委嘱する。
  - 5 役員の内任期は、1年とする。なお、役員がやむを得ない理由により任務を遂行できず交代した場合は、その後任者は、前任者の在任期間とする。

## (役員の内任務)

第7条 会長は、この会を統括し、地震等の災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。
- 3 事務局長は、この会の事務を掌握する。

- 4 班長は、副会長を補佐し、自主防災会の運営にあたり、別に定める防災計画の班の長として、班を統括し運営にあたる。
- 5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときはその職を代行する。

(班の編成)

第8条 自主防災会には次の班を置き、その役割、人数及び使命は防災計画に定める。

- (1) 総務班
- (2) 救出・救護班
- (3) 避難誘導班・施設管理班
- (4) 給食・給水班

(会 議)

第9条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(総 会)

第10条 総会は、年1回開催する。ただし、町内会役員全員会議をもってこれに代える。また、必要により臨時に開催することができる。

- 2 総会は、自主防災会役員及び班員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改正に関する事。
- (2) 防災計画に関する事。
- (3) 事業計画(訓練、講習会等)に関する事。
- (4) その他会長が特に必要と認めた事。

- 3 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

- 4 総会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む)でもって成立し、出席者の過半数で決するものとする。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する事項。
- (2) 総会より委任された事項。
- (3) その他会長が特に必要と認めた事項。

(防災計画)

第12条 自主防災会は、地震等による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災知識の普及に関する事。
- (2) 防災訓練に関する事。
- (3) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報収集伝達、初期活動、救出・救護及び避難誘導に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(経 費)

第13条 自主防災会の運営に関する経費は、町内会の一般会計予算をもってこれにあてる。

(附 則)

- 1 この規約は、平成30年度事業を実施するにあたって、内規として運用する。
- 2 この規約は、平成30年5月1日から実施する。
- 3 令和4年4月17日、一部改正し令和4年4月1日から施行する。
  - ① 第6条第1項第7号及び第8号削除
  - ② 第7条第6項及び第7項削除
  - ③ 第10条第1項の一部改正
  - ④ 第10条第2項第4号を削除し、第5号を第4号に繰り上げ
  - ⑤ 第13条の一部改正
  - ⑥ 第14条及び第15条削除